

日韓会談文書全面公開を 求める裁判に対する陳述書

太 田 修

〔抄 録〕

本資料は、日韓会談文書全面公開（「日韓会談文書開示決定処分取消等請求控訴事件」）について東京高等裁判所で行われた裁判のために書いた陳述書である。最初に、日韓国交正常化交渉の歴史をふり返り、植民地支配・戦争被害が清算されなかったことを論じた。次に、この植民地支配・戦争被害を不問にする枠組みは、その後もそのまま維持されたわけではなく、1990年前後の東西冷戦の崩壊後には、日本政府の立場は、植民地支配不当論へと変化したことを明らかにし、その上で、今日の日韓間、および日朝間の植民地支配・戦争被害の問題における現状と課題について述べた。最後に、日韓会談文書非開示の問題点とその公開の公益性および必要性について論じ、日韓間、および日朝間にある植民地支配・戦争被害の問題を真に解決するためにも、日韓会談文書の全面公開が必要であることを訴えた。

キーワード 日韓国交正常化交渉（日韓会談）、植民地支配、戦争、日韓会談文書、文書公開

目次

1. 経歴及び現在の地位、研究の専門分野及び研究業績の概要
2. 日韓国交正常化交渉の概要、およびその問題点
 - (1) 日韓国交正常化交渉の概要
 - (2) 日韓国交正常化交渉の問題点—植民地支配・戦争被害の未清算
3. 日韓条約以後の変化と無変化
4. 個々の課題をめぐる日韓関係及び日朝関係の現状
 - (1) 日韓関係 ①財産請求権問題、②文化財問題、③竹島／独島問題
 - (2) 日朝関係
5. 日韓会談文書非開示の問題点—日韓会談文書は誰のものか
6. 日韓会談文書全面公開の公益性及び必要性

解題

ここに資料として掲載する陳述書は、東京高等裁判所第8民事部に提出するために2013年10月22日付で筆者が作成したものである。裁判の事件記録符号は「平成24年（行コ）第412号」、事件名は「文書一部不開示決定処分取消等請求控訴事件」である。控訴人は国、被控訴人は崔鳳泰外10名であり、筆者も被控訴人の一人である。本件の対象となる事件は、日韓の市民からなる「日韓会談文書全面公開を求める会」のメンバーらが、1951年から1965年にかけて行われた日韓国交正常化交渉（以下、日韓会談）に関連する外交文書の全面開示を求めて、日韓会談文書の最も大量の不開示処分を争う第3次訴訟として、2008年10月に東京地方裁判所に提訴したことに始まる。東京地裁は2012年10月11日に大量の文書の開示を命ずる判決を下した。それに対して国側がその開示決定処分の取消を求めて東京高当裁判所に控訴し、原告側も第一審判決での不開示文書について付帯控訴を行っていた。ここで紹介するのは、この第二審の過程で原告の一人でもある筆者が東京高裁に提出した陳述書である。

東京高裁は2014年7月25日、二審での国側の主張をほぼ認める判決を下した。これに対して、崔鳳泰外10名は、第一審判決自体が否定されたものではないことから控訴はしないことを決定し、裁判は終結した。以下、これまでの日韓会談文書全面公開をめぐる裁判の経緯を簡単に振り返ってみる。

日本で日韓会談文書全面公開運動が始まったのは2005年のことだった。同年1、8月に、韓国の盧武鉉^{ノムヒョン}政権が韓国側の日韓会談文書を公開したことをきっかけに、同12月に「日韓会談文書全面公開を求める会」（以下、「求める会」）が結成された。「求める会」は、朝鮮植民地支配・戦争による被害の処理過程の真実と責任を明らかにするために、日韓会談文書の全面公開を日本政府に求めたが、多くの文書が不開示とされた。そのため「求める会」は3次にわたって訴訟を起こすことになった。第1次訴訟（2006～08年）では、国側が文書公開を怠ったという「不作為」の違法が認定され、外務省側は2008年5月までに1916文書、約6万枚の文書を公開せざるを得なくなった。

ところが国側は、369文書（その後の追加開示により348文書となった。全体の約25%、全文非開示を含む）について、情報公開法第5条3号「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」、および4号「公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」の不開示情報が記録されているとして、その全部または一部を開示しない旨の決定を行った。こうした非開示措置を受けて「求める会」は、第2次（2008～11年）、第3次（2008～14年）訴訟を起こして、国側に日韓会談文書の全面公開を求め続けた。第2次訴訟では原告側の訴えは棄却され、敗訴が確定した。ところが第3次訴訟「平成20年（行ウ）第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件」について、東京地裁は2012年10月11日に判決を下し、非開示とされていた382か所のうち268か所（約70%、全文開示を含む）の開示を国側に命じた。事実上の「勝訴」判決となった。これに対して国側は東京高裁に控訴した。その経過

については上で述べたとおりである。

これらの日韓会談文書をめぐる裁判では、次の二点が争点となった。ひとつは、行政機関が作成した公文書はどれほどの時間が経過すれば歴史文書として公開するかという点である。欧米諸国では30年経過した公文書は公開するという、いわゆる30年原則を採用している。今回の第3次訴訟の第一審判決では「外交文書は原則として30年以内に公開する」ことを初めて明確にしたことが画期的だった。

もうひとつの争点は、情報公開法第5条3号および4号の中の、「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」は開示対象から除かれるという条文をどのように解釈するかという点である。これについても第3次訴訟の第一審判決は、国側が日韓会談文書を不開示とする場合には、情報公開法第5条3号および4号について、その妥当な理由を十分に説明する必要があるとし、国側の立証責任を厳しく問うた。その意味でたいへん重要な判決だった。ただし、現行の情報公開法は国家の非開示権限を認め過ぎているため市民の知る権利を広げる方向に改正すべきだとの声が多く専門家の間で挙がっている。さらに、2014年12月に施行された特定秘密保護法には国家の非開示権限を際限なく容認する危険性があるとの批判もなされている。

日韓会談文書全面公開を求める裁判が提起していることは、つまるところ行政機関が作成した公文書は誰のものかという問題である。歴史研究者と市民がいかにして国家から公文書を取り戻し、それを自らの手で歴史史料として主体的に利用していくかかということが問われていると言えよう。

ここに陳述書を公表するのは、日韓会談文書全面公開を求める裁判が歴史文書としての公文書の公開、非公開をめぐる重要な裁判だと考えるからである。公文書は市民のものであり最終的には全面開示されなければならない。誰もが情報公開法に基づいて公文書の開示を請求することができるし、もしそれが不当に拒否された場合には不服申し立てや訴訟を通してその開示を求めることができる。この陳述書がそうした公文書公開運動や公文書を利用した歴史研究に多少なりとも役立てばよいと思う。

東京高等裁判所第8民事部 御中

陳述書

2013年10月22日

同志社大学グローバル・
スタディーズ研究科・教授 太田 修

1. 経歴及び現在の地位、研究の専門分野及び研究業績の概要

私は現在、同志社大学グローバル・スタディーズ研究科の教授を務めている。当研究科は、民族問題、国際紛争、平和構築、経済格差、ジェンダーなど、国家や地域の枠組みを超えた諸問題を検討し、人類が共生していく仕組みをつくるための知的作業を行っていくことを目的として、2010年に設立された独立大学院である。グローバル社会研究、現代アジア研究、アメリカ研究という三つのクラスターで編成され、私は現代アジア研究クラスターで、おもに朝鮮半島の近現代史研究を担当している。

私の履歴について述べる。大学を卒業後、1990年3月に大韓民国（以下、韓国）の^{コリョ}高麗大学校大学院史学科韓国史専攻修士課程に入学し、2001年2月に同大学院博士課程を修了（文学博士）した。その間、^{ヨンセ}延世大学校延世語学院外国語学堂日本語科講師（1991年1月～1997年8月）、^{ホンイク}弘益大学校商経学部（国際地域経済専攻）専任講師（1997年9月～2001年2月）を歴任した。韓国には11年間留学し、朝鮮近現代史を中心に、今日の朝鮮半島の政治・経済・社会・文化についても学ぶことができた。帰国後は、佛教大学文学部助教授（2002年4月～2007年3月）、同准教授（2007年4月～2009年3月）、同教授（2009年4月～2010年3月）を歴任し、2010年より現職に就いている。

私の専門は朝鮮近現代史、日朝関係史で、朝鮮半島の植民地支配、分断、戦争、民主化などのテーマについて研究を進めている。これまで、『日韓交渉—請求権問題の研究』（クレイン、2003年、単著）、『朝鮮近現代史を歩く—京都からソウルへ』（思文閣出版、2009年、単著）、『日韓新たな始まりのための20章』（岩波書店、2007年、共著）、『歴史としての日韓国交正常化II 脱植民地化編』（法政大学出版局、2011年、共著）、朝鮮史研究会編『朝鮮史研究入門』（名古屋大学出版会、2011年、共著）、『植民地朝鮮の日常を問う』（思文閣出版、2012年、共著）、『日記をとおしてみた伝統と近代、植民地と国家』（ソウル、ソミョン出版、2013年、共著）、『未完の解放』（ソウル、ヒューマニスト、2013年、共著）などの著書を刊行してきた。

とりわけ日韓国交正常化交渉（以下、日韓会談）とその結果締結された日韓条約⁽¹⁾に関する歴史研究を進めてきた。2000年には、約10年間の研究成果をまとめて韓国の高麗大学校に博士学位論文「韓日請求権交渉研究」を提出した。2003年には、それを加筆・修正して『日韓交

『渉一請求権問題の研究』を日本で公刊した(2008年にはその朝鮮語版がソウルで公刊された)。

2006年から2009年には、韓国側日韓会談文書の公開(2005年)で日韓会談の総合的研究が可能となったことを受けて組織された日韓共同研究(日本学術振興会科学研究費補助金、研究課題名「韓国政府公開資料による日韓基本条約の国際共同研究—脱植民地化論理と冷戦論理の交錯」)に参加した。この共同研究では、2006年から2008年までに公開された日本側外交文書の分析・検討も進められ、2011年にはその成果が『歴史としての日韓国交正常化II 脱植民地化編』として公刊された。さらに2010年より、第二期の日韓共同研究(日本学術振興会科学研究費補助金、研究課題名「朝鮮半島から見た戦後東アジア地域秩序の形成と変容—新たな地域像を求めて」)に参加している。

今日まで約23年間、朝鮮近現代史研究、とりわけ日韓会談研究を進めてきた結果、日韓会談に関連する日本の外交文書は全面公開されなければならないと考えている。

以下、2. 日韓正常化交渉の概要、およびその問題点、3. 日韓条約以後の変化と無変化、4. 個々の課題をめぐる日韓関係及び日朝関係の現状、5. 日韓会談文書非開示の問題点—日韓会談文書は誰のものか、6. 日韓会談文書全面公開の公益性及び必要性、について述べることにする。

2. 日韓国交正常化交渉の概要、およびその問題点

(1) 日韓国交正常化交渉の概要

1945年8月、日本がアジア太平洋戦争に敗戦したことにより、朝鮮は日本の植民地支配から解放された。ところが朝鮮半島は、米ソ両軍によって北緯38度線により南北に分断され、1948年には38度線以南に大韓民国、以北に朝鮮民主主義人民共和国(以下、北朝鮮)が成立して、相互に対立した。その対立は冷戦の深化にともなって激化し、1950年には朝鮮戦争が勃発した。その間、米国の対日政策は、民主化・非軍事化から東アジアの資本主義陣営の拠点として日本の戦後復興を促進する方針へと転換した。こうした状況の中で日本は1951年9月にサンフランシスコ講和条約を締結し、翌1952年4月に国際社会に復帰した。

日韓国交正常化交渉は、サンフランシスコ講和条約締結直後の1951年10月20日に予備会談として始まり、1965年6月22日の日韓条約の調印まで、第7次にわたって断続的に開催された⁽²⁾。その主な議題は、基本関係、財産請求権、文化財、在日韓国人法的地位、漁業問題で、竹島／独島問題も公式、または非公式に議論された。重要なことは、これらの議題が、多かれ少なかれ日本の植民地支配に関連するものだったということである。以下、日韓会談でのこれらの議題をめぐる交渉の経緯、およびその内容を概観する。

まず、基本関係問題をめぐる交渉の争点は、韓国側が第1次会談で提出した「基本条約案」に入れられていた「大韓民国と日本は1910年8月22日以前に旧大韓民国と日本国との間に締結

されたすべての条約が無効であることを確認する」という条項の可否にあった。韓国側は、日本が大韓帝国を植民地にした1905年の韓国保護条約（第2次日韓協約）や1910年の韓国併合条約などは武力で強制したものであるから無効（null and void）だと主張した。

それに対して日本側は、植民地支配正当論の立場から、この条項の削除を要求した。ところがその後、日本側は「もはや」という字句を加えることを条件に「無効」を受け入れるという妥協案を出していたことが、近年の研究で明らかにされた⁽³⁾。正式には決着がつかなかったのだが、日本側が第1次会談でこの妥協案を提示していたことが重要で、これが第7次会談での議論につながっていったのだと考えられる。

その後、第6次会談までは基本関係問題についての本格的な議論は行われず、第7次会談で最終的な妥協がなされた。この会談でも、第1次会談での「無効論」をめぐる日韓双方の対立が続いた。結局、日本側が「もはや（이미, already）」という文言の挿入を提案し、それを韓国側が受け入れることによって、日韓双方は妥協案に合意した。それは、日韓基本条約第2条として「千九百十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。」というものだった。日本側はこれを「併合条約は1948年の韓国独立にともない無効となった」と解釈し⁽⁴⁾、韓国側は1910年の韓国併合の時点から無効だったと解釈して⁽⁵⁾、それぞれの国民に説明したのである。重要なことは「もはや」を挿入する妥協案を提案したのは日本側だったということで、その背景には日本政府の植民地支配正当論があったと考えられる。

次に、財産請求権問題の交渉をみってみる。もとより日韓間の財産請求権問題とは、1951年に連合国と日本との間に締結されたサンフランシスコ講和条約第4条aの規定によって発生したものである。同規定によると、「財産」および「請求権」の処理は「日本国とこれらの当局との間の特別取極の主題とする」とされ、この規定に基づいて日韓間の財産請求権交渉が行われた。ところが後述するように、このサンフランシスコ講和条約の規定は、日本が朝鮮植民地支配・戦争による被害を認めてその清算を行うことを規定するものではなかったのである。どこまでも両国間の「財産」および「請求権」の処理についての規定だった。

第1次会談の財産請求権委員会では韓国側は、「財産および請求権協定要綱案」を提出し、日本が「韓国から持ち去った古書籍、美術品、骨董品、その他国宝、地図原版および地金と地銀を返還すること」など8項目を要求した。日本の植民地支配は「不法」であったとし、そうした「不法」な支配の上に蓄積された日本の財産は返還されなければならないというのがその根拠だった。

それに対して日本側は、朝鮮に置いてきた日本の財産を、韓国側の対日請求と相殺する方針だった。当時の日本政府は、日本の植民地支配は正当なもので日本側にも対韓請求権があると考えていたためである。植民地支配や戦争の被害に対する補償を行う意思は皆無だったと言える。また、約50万人と称された朝鮮半島からの引揚者が、日本政府が在韓日本人財産の没収を

認めてこれを放棄したなら、その責任と補償を日本政府に要求することが予想されていたことも相殺方針を採用した理由だった。第1次会談は、この財産請求権問題をめぐる対立により決裂してしまった。

第3次会談の財産請求権委員会では、日本側の首席代表・久保田貫一郎の、いわゆる「久保田発言」が問題となった。久保田代表は「率直に言って日本人は日本の大蔵省から金を持出して韓国経済の培養に寄与したと考えており、賠償要求を受ける筋合いはない」と述べ⁽⁶⁾、これに韓国側が激しく反発して、第3次会談は決裂した。この事態は、日本政府の植民地支配正当論、つまり「経済的、社会的、文化的向上と近代化はもっぱら日本の貢献によるものである」という「近代化」論が「久保田発言」として表面化し、韓国側はそれを峻拒したことを示すものだった。

財産請求権問題が本格的に議論されたのは、第5次会談と第6次会談だった。第5次会談の一般請求権小委員会では、韓国側から「被徴用朝鮮人の未収金、補償金、およびその他の請求権の返済を請求する」など8項目要求があらためて提出され、説明がなされた。これに対して日本側は、8項目の「法的根拠」と「事実関係」を問い、最終的にそれらが満たされるものは少額になるとして、財産請求権として処理するのではなく、「高いレベルで政治的に折衝」し、経済協力として処理する方法を提案した⁽⁷⁾。

その後、公式会談と並行して、両国首脳間の非公式会談が行われたが、これが財産請求権問題の枠組みを決定していくことになる。とくに1962年11月に行われた大平外相と金鍾泌^{キムジョンピル}中央情報部部長の間の会談では、いわゆる「大平・金メモ」が作成され、財産請求権問題を無償3億ドル、有償2億ドルの経済協力で処理することに合意した。

1965年6月に締結された日韓財産請求権協定第2条1では、「両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する」とされた。

後述するように、この財産請求権協定では、植民地支配・戦争被害を清算するものではない「財産」および「請求権」が経済協力によって「完全かつ最終的に解決」されたと規定された。今日まで日本政府は、植民地支配・戦争の被害者らの補償要求に対して、主としてこの条文を根拠に「完全かつ最終的に解決された」と主張してきた。

次に、文化財問題である。第3次会談までは、財産請求権問題の一部として議論されていたが、第4次会談に設置された「韓国請求権委員会」の下に「文化財小委員会」が設けられて、本格的に議論されるようになった。

第4次会談開始直後の1958年4月16日に、中断していた日韓会談を再開するための雰囲気作りの一環として、計106点の朝鮮文化財が韓国側に引渡された。日本政府は「返還するという

法的根拠は認めない」が、「韓国が独立をして、それに対する一つのはなむけとして、日本側の好意で若干のものを贈与する」という立場から引き渡しを行った⁽⁸⁾。

第5次会談、第6次会談の「文化財小員会」では、別個に専門家会議が設けられて議論がなされた。韓国側は文化財の不法搬出を根拠に返還を要求したのに対して、日本側は「不当・不法な手段で入手した」とする「確実な証拠」が認められないとして「返還」を拒否した。

1965年6月の文化財協定では、日本が韓国に、陶磁器など176件、434点、書籍163部、852冊など国有のものに限定して「引き渡す」ことなどが明記された。しかしこの協定も、財産請求権協定と同様に、植民地支配の責任を認める立場からのものではなかった。日本政府が「返還」することを拒否して「引き渡す」こととしたのも、当時の日本政府が植民地支配正当論に立っていたからにほかならない。

在日韓国人法的地位問題は、1951年10月に始まった予備会談から議論が開始された。サンフランシスコ講和条約が発効すれば、在日韓国人は外国人となり、その法的地位を決定しておく必要があったからである。争点は、日本側が在日韓国人を「ほかの外国人」と同じように取扱おうとしたのに対して、韓国側が在日韓国人を「特殊な外国人」、つまり日本の朝鮮植民地支配の所産だと見て、特別の配慮を要請したところにあった。これも日本の朝鮮植民地支配をどう考えるかをめぐる対立だったといえる。

1965年の在日韓国人の法的地位協定第1条では、1945年8月15日以前から申請の時まで日本に引き続き居住している大韓民国国民と、その直系卑属として1946年8月16日以後、この協定の効力発生の日から5年以内に日本国で出生した大韓民国国民、および永住が許可されている者の子としてこの協定の効力発生の日から5年を経過した後に日本国で出生した大韓民国国民に、「日本で永住することを許可する」ことを定めた。また、それ以下の子孫の永住権については、「この協定の効力の発生の日から25年を経過するまでは協議を行うことに同意する」こととなった。

第3条では、「日本国において内乱に関する罪又は外患に関する罪により禁錮以上の刑に処せられた者」や「無期又は七年をこえる懲役又は禁錮に処せられた者」などを除いて、永住者は「日本国から退去を強制されない」こととなった。また第4条では、教育、生活保護及び国民健康保険などに関しては、日本政府が「妥当な考慮を払うもの」とされた。

この協定について内閣調査室のT・Iは、「内国民待遇に等しいような特殊な地位を認めることは、それらの者が日本国民と外国人の両方の特権を自由勝手に選択利用することとなりきわめて好ましくなく〔中略〕必要とされる同化政策に反することになる」と見ていた。また、かつて法務省入国管理局参事官であった池上努は、「日韓協定に基づく永住権を取れなかった者や取らなかった者」は、「国際法上の原則から言うと「煮て食おうと焼いて食おうと自由」なのである」と書いた⁽⁹⁾。このように当時の日本政府の在日コリアン政策は、同化政策を基本とし、それに応じない者は排除するというものだった。

漁業問題では、韓国側が1952年に設置した海洋線「李ライン」をめぐる議論が展開された。1950年代には、その「李ライン」を犯した日本の漁船が拿捕される事件が相次ぎ、日本側は漁業問題に常に神経を尖らせていた。第7次会談の最終段階では、韓国側が「李ライン」を撤廃する代償として日本側が漁業協力資金を提供することに合意し、1965年の協定では、「公海自由の原則」の尊重、排他的管轄権を行使する水域、共同規制水域などについて合意がなされた。

最後に、竹島／独島問題について述べる。竹島／独島問題については、2005年以降、この問題をめぐる日韓の対立の中で多くの研究が出され、戦後の議論の経緯についてはほぼ明らかになっていると言ってよい⁽¹⁰⁾。これまでの研究によると、日韓間のこの問題をめぐる論争は、直接的には第1次会談が開始される直前に始まった。朝鮮戦争の戦局がようやく安定をみると韓国政府は、1952年1月18日にいわゆる李承晩ラインを設定し、その内側に竹島／独島を含めた。これに対して日本政府は、韓国政府が竹島／独島に対する領土権を主張しても認めないとの口上書を渡した。

日本政府は植民地支配正当論の立場に立っていたため、この竹島／独島問題も植民地支配から解放されて独立した国家との間の問題だとは考えず、普通の二国間の領土紛争だと認識していた。1953年に米軍が竹島／独島を射撃場に使うことをやめると、この島に日韓双方が立ち入り、領土標識を立て、相手側の標識を撤去するなど、何度も衝突が起こった。日本側は1953年7月に「竹島に関する日本政府の立場」という文書を韓国に送り、「竹島が日本の領土であることは国際法上からみても疑問の余地がないと主張した。韓国側は史料にもとづいて「独島が韓国領土の一部である」と反論した。こうして日韓の対立が激化する中で、韓国政府は1954年7月から警備隊を駐留させ占領したが、日本側はもっぱら歴史文献論争を通じて決着をつけようとし、日本が植民地支配をする過程で竹島／独島を占領したことは外務省関係者の頭にはなかった。

1950年代の激しい対立の時期が過ぎると、1960年代には日韓会談は妥結の方向に向かっていくが、竹島／独島問題を持ちだしたのは日本側だった。それに対して韓国側は竹島／独島を実効支配していたので、この問題を議論することを一貫して回避しようとした。論争の結果、竹島／独島問題は韓国の実効支配を日本政府が認め、かつ韓国政府が日本を刺激するような行動を自制することを前提として、両国が自らの領土主張を続けることで棚上げにされた。

(2) 日韓国交正常化交渉の問題点—植民地支配・戦争被害の未清算

以上、日韓会談の流れを概観してきたが、日韓会談における最大の問題は、日本の朝鮮植民地支配、およびその下で行われた侵略戦争による被害をどのように処理するかということだった。この問題は、おもに財産請求権交渉において議論されたので、ここでは財産請求権問題に注目し、植民地支配・戦争被害の処理においていかなる問題があったのかを検証してみる。

先述のように、サンフランシスコ講和条約第4条aに、日韓間の「財産」および「請求権」

の処理は両国間の「特別取極の主題」とすることが規定され、この規定にそって日韓会談での財産請求権交渉が行われた。このサンフランシスコ講和条約第4条aがつくられた背景には、連合国側の植民地支配認識とその処理方針があった。

1947年のイタリア講和条約は、連合国側とイタリアが植民地処理問題を議論する最初の場となったが、イタリアによる統治の継続か、国連による信託統治かという議論が行なわれただけで、植民地支配の責任と罪は問われなかった。サンフランシスコ講和条約も、イタリア講和条約の植民地支配を不問にする枠組みを踏襲した。サンフランシスコ講和条約の草案作成を主導したジョン・F・ダレス（John Foster Dulles）が条約締結の前年に、欧米の植民地主義は「最初から解放的性質を帯びるよう、人間の自由という基本的なものの考え方」を持ち、戦後の旧植民地の自治と独立により「成就した」と書いたように⁽¹¹⁾、植民地支配の責任は問われるべきではないというのが連合国側の方針だった。

こうした連合国側の植民地支配の責任を不問にするという方針の上に、日本政府の「植民地支配正当・適法」論、「各地域の経済的、社会的、文化的向上と近代化」に「貢献」したという「施恵論」「近代化論」、および「朝鮮の独立は国際法上に謂う分離の場合である」という「領土分離」論が接木されて、植民地支配の責任と罪を問わないサンフランシスコ講和条約第4条aの「請求権」規定が形成された⁽¹²⁾。そうした意味で、日本と連合国側は植民地支配処理問題において「共犯関係」にあったとも言える。こうして日本政府は、日韓間の「請求権」を「単なる領土分離の際の国の財産及び債務の継承関係」から生ずる「請求権」として認識し⁽¹³⁾、植民地支配・戦争の責任と罪を問う道を遮断したのである。

韓国側は日韓会談で日本の植民地支配を批判することもあったが、日韓会談は基本的にはサンフランシスコ講和条約第4条aの「請求権」の枠組みにそって進められた。したがって日韓財産請求権協定で処理されたのは、日韓間の「単なる領土分離の際の国の財産及び債務の継承関係」から生じた「請求権」で、植民地支配・戦争の責任と罪は問われず、被害者や遺族の補償問題は未解決だったと言わねばならない。

次に、日本の侵略戦争、おもに日中戦争およびアジア太平洋戦争下の戦争被害について考えてみる。1990年代初めから本格的に提起された日本軍「慰安婦」、強制動員された軍人・軍属、労働者の戦後補償問題がこれに該当するのだが、朝鮮半島でのこれらの被害は植民地支配下で日本が引き起こした侵略戦争に動員されたことから発生したという点に留意する必要がある。

日韓会談において日本政府は、これらの戦時下の強制動員による被害についても、基本的に「単なる領土分離の際の国の財産及び債務の継承関係」から生じた「請求権」問題として処理しようとした。たとえば第6次会談で日本側代表は、韓国側が強制動員された労働者や軍人軍属の補償金を要求したことについて、次のような発言していた。

集団移入韓国人労働者の補償金に関して、〔中略〕日本側としては、昭和14年以来、昭

和20年4月頃までに、自由募集、官あつせん、最後には国民徴用令により相当数の朝鮮人労働者が、集団移入された事実は認めるが、これらの労働者は、日本人として内地に渡来し、内地人とともに勤労したもので、これらに対し日本側として、韓国側要求のような補償金を支払う法律的根拠がない。また、これら労働者の中で勤労契約期間中負傷ないし死亡した者に対しては、その際見舞金ないし弔慰金が各雇用主より支払われていたものであり、日本側として、重ねて何らかの措置を講ずる法的根拠はないと考える。

朝鮮人軍人軍属に対する補償金に関して、〔中略〕日本側としては、これら軍人軍属に対する補償金の支払は実定法上極めて困難である。すなわち、軍人に対する恩給は、連合国最高司令官の命令により昭和21年1月以降停止された。また、軍属に対する諸措置も同時に停止された。平和条約発効後に、軍人軍属に対し戦傷病者戦没者遺族等援護法の制定及び軍人恩給の復活があったが、これらに基づく援護ないし恩給支給は日本国籍保持者に限られているため、韓国人軍人軍属はこれらの対象となりえないわけである⁽¹⁴⁾。

このように日本側は、強制動員された労働者や軍人・軍属の補償問題に対して「法律的根拠」がないとして、韓国側の補償要求を拒否したのである。これは、日本側が植民地支配・戦争の責任と罪を認め、それを清算する立場に立っていたのではなく、「単なる領土分離の際の国の財産及び債務の継承関係」から生じた「請求権」問題として処理しようとしていたからにほかならない。したがって植民地支配・戦争の被害に対する補償問題は、サンフランシスコ講和条約第4条aの「請求権」では解決されず、日韓財産請求権協定でも解決されなかったと考えるべきだろう。

ただし日韓会談では、強制動員された労働者や軍人・軍属の「未払い金」や「恩給」の問題が請求権問題として議論されていたことは事実である。2013年3月29日と4月1日の外務省による日韓会談文書の決定変更でも、日本側は「恩給、未払給与等」については支払うとしていたことを示す内部文書が開示された。「恩給、未払給与等」は、「単なる領土分離の際の国の財産及び債務の継承関係」から生じた請求権問題に該当すると日本政府が考えていたためである。とりわけ「軍人軍属徴用者」の「未払い金」については、労働省や大蔵省、厚生省などが調査を行い、日韓会談ではその調査結果に基づいて韓国側の請求金額を査定し、日本側の金額を提示していた⁽¹⁵⁾。したがって「恩給、未払給与等」は日韓財産請求権協定である程度解決されたと見ることもできるが、日本政府側の調査が不完全だった点⁽¹⁶⁾、日本政府は植民地支配・戦時下での強制動員にともなう生活の破壊や精神的苦痛などに対する補償にはいっさい応じなかった点などから、依然として未解決だと言わなければならない。

戦時下に強制動員された被害者の補償問題と関連して、もうひとつ指摘しておくべきことは、韓国側が提示していたいわゆる「請求権8項目」に対して、日本側は徹底して「法律関係」および「事実関係」を明らかにするよう求めていた点である。たとえば第6次会談で日本側は韓

国側に次のように述べていた。

第4条に掲げられた財産 property と請求権（債権を含む）claims including debts については、すべて、法律関係と事実関係とが明白に立証されるものでなくては、かかる場合の財産とはいえず、また請求権ともいえないことは明らかである。また、これらの立証責任は請求する側に存することもいうまでもない。ただ、終戦後16年以上も経った今日、また終戦直後の混乱があり、更には朝鮮動乱のあった事実を考慮するとき、妥当と納得のゆく程度の推定の要素が入って来ることはやむを得ないだろうと考えるが、本質的には財産といふ請求権という以上法律関係と事実関係が共に十分に立証されなければならない⁽¹⁷⁾。

冒頭の「第4条」とは、サンフランシスコ講和条約第4条aのことであり、「法律関係」と「事実関係」がともに十分に立証されなければ、第4条aの「財産」および「請求権」として認められず、その立証責任は「請求する側」、つまり韓国側にあると主張しているのである。「法律関係」については、日本側は植民地支配下で大日本帝国および朝鮮総督府が制定した法律および制令を前提として、それに基づいて韓国側が請求権の合法性を説明することを求めている。これに対して韓国側は、「韓国併合条約」およびそれ以前のすべての条約が当初から無効であったとする、いわゆる「不法」論を主張して日本側に対抗したことは、よく知られている通りである。

「事実関係」についても、日本政府はあきらかに転倒した主張をしている。今日の歴史認識から考えれば、朝鮮を植民地支配し、戦争に動員したのは日本側であり、それゆえに日本側こそが関連資料を所有しており、真実を究明する責任があったはずである。それにもかかわらず「事実関係」の立証を韓国側に求めるという主張を日本側がなしたのとは、日韓間で処理すべき「財産」および「請求権」は「単なる領土分離の際の国の財産及び債務の継承関係」から生じたものだという認識が日本側にあったからだろう。それは、植民地支配・戦争の責任を不問とする認識にほかならない。

結局、1965年の日韓財産請求権協定第2条では、両国およびその国民の「財産」および「請求権」問題が「完全かつ最終的に解決される」こととされたが、重要なことは、サンフランシスコ講和条約に規定された「単なる領土分離の際の国の財産及び債務の継承関係」から生じた「請求権」は、植民地支配・戦争の責任を問わないものであり、日韓会談での「請求権」交渉は基本的にその「請求権」概念にもとづいて行われたため、その結果として締結された日韓財産請求権協定も、植民地支配・戦争の責任を不問に付すものだったということである。こうして、日韓財産請求権協定を含む日韓条約の締結によって、植民地支配・戦争責任を不問にする枠組み（以下、1965年の枠組み）ができあがったのである。

3. 日韓条約以後の変化と無変化

しかしながら、この1965年の枠組みはその後そのまま維持されたわけではない。1972年に最初の転機があった。この年日本政府は日中共同声明において、「日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」と、侵略戦争に対する謝罪と反省をはじめて表明した。敗戦から27年目にして、ようやく過去と向き合う姿勢を見せたのである。

さらにその10年後の歴史教科書問題において日本政府は、「宮澤官房長官談話」(1982年)で、「日本政府及び国民は、過去において、我が国の行為が韓国・中国を含むアジアの国々の国民に多大の苦痛と損害を与えたことを深く自覚し、このようなことを二度と繰り返してはならないとの反省と決意」を表明した。

ただし、この「日中共同声明」と「宮澤官房長官談話」では、侵略戦争に対する反省は表明されたものの、植民地支配に関する政府見解は示されなかった。

第二の転機は、1980年代後半に韓国で政治的民主化が進展し、東西冷戦体制が崩壊するなかで訪れた。1990年代に入ると旧日本軍「慰安婦」など植民地支配・戦争被害者らが日本政府に対して補償を求める声をあげ、日韓の市民運動がそれを支援することによって、植民地支配・戦争の清算を求める運動が本格化した。こうした運動は、侵略戦争だけでなく、植民地支配の責任をも正面から問うたのである。

日本政府は、東西冷戦崩壊後の東アジア、国際社会の動向を展望するなかで、植民地支配・戦争被害者らの動きを無視できなくなり、植民地支配に対する認識の変更を迫られた。この時最初に植民地支配の責任問題に向き合う姿勢を見せたのは、宮沢政権と細川政権だった。1992年に訪韓した宮沢喜一首相は、当時の盧泰愚大統領に日本軍「慰安婦」問題に対して謝罪を表明した⁽¹⁸⁾。そして日本政府は、日本軍「慰安婦」問題に関する調査を行い、旧日本軍の「関与」と「従軍慰安婦募集」の「強制」を認め、それに対して初めて謝罪した「河野内閣官房長官談話」を1993年に発表した⁽¹⁹⁾。

その直後に発足した細川連立政権では、細川護熙首相が侵略戦争を批判しただけでなく、植民地支配を「反省」し「おわび」する発言をし、植民地支配・戦争被害に対する補償に前向きな姿勢を示した⁽²⁰⁾。首相個人の発言だったが、「植民地支配」「侵略戦争」の言葉や「創氏改名」「徴用」などの例を挙げて日本の責任を認め謝罪したのは初めてのことだった。しかし、右派や官僚などの抵抗が強く、政権としては植民地支配・戦争被害の清算に向けて動き出すことができなかった。

第三の転機は1995年にやってきた。日本の敗戦から50年目の8月15日、村山富市首相は閣議決定にもとづいて次のような談話を発表した。

わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未来に誤り無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。また、この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げます⁽²¹⁾。

日本政府は、この「村山談話」において、アジアへの植民地支配と侵略に対して「痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ち」を公式に表明した。日本政府が「植民地支配」という言葉を用いて、それに対する「反省」と「おわび」を表明したのは、これが最初だった。

そしてこの「村山談話」の内容は、1998年10月に金大中大統領と小渕恵三首相が交わした「日韓共同宣言—21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ—」に受け継がれた。

小渕総理大臣は、今世紀の日韓両国関係を回顧し、我が国が過去の一時期韓国国民に対し植民地支配により多大の損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受けとめ、これに対し、痛切な反省と心からのお詫びを述べた⁽²²⁾。

これは、1995年の「村山談話」を日韓関係にも適用し、日本は過去の朝鮮植民地支配を「反省」し「お詫び」することを韓国に対して初めて表明したものである。それを受けて金大中大統領は、小渕恵三首相の歴史認識の表明を評価すると同時に、「両国が過去の不幸な歴史を乗り越えて和解と善隣友好協力に基づいた未来志向的な関係を発展させるためにお互いに努力すること」を表明した。

日本政府は、その後も日韓関係において「日韓共同宣言」の立場を堅持し続けた。2002年9月には北朝鮮の金正日国防委員会委員長と小泉純一郎首相が交わした「日朝平壤宣言」にも日韓共同宣言と同様の内容を盛り込んだ。その後の歴代の日本の政権は「村山談話」の見解を踏襲してきた。2010年8月に発表された菅直人首相談話でも、「植民地支配がもたらした多大の損害と苦痛」に対し、あらためて「痛切な反省と心からのお詫びの気持ち」が表明された。

今日の安倍政権は、「村山談話」について「安倍政権として、そのまま継承しているというわけではない」と述べたこともあったが⁽²³⁾、その後すぐに「村山談話」を継承することを表明している⁽²⁴⁾。

以上のように、今日の日本政府は、過去の植民地支配が当該地域の人々に「多大な苦痛」と「被害」をもたらしたことに對して「反省」し「お詫び」をするという植民地支配不当論の立場に立っている。いうまでもなくこうした日本政府の認識は日韓会談の過程、および日韓条約にはみられなかったもので、日本政府の立場が日韓条約締結当時の植民地支配正当論から、今

日の植民地支配不当論へと変化したことを示すものである。

4. 個々の課題をめぐると日韓関係及び日朝関係の現状

(1) 日韓関係

ここまで、日韓条約では植民地支配・戦争の被害の問題が未解決であったことを述べてきた。本章では、植民地支配・戦争被害の問題と直接、あるいは間接的に関連のある、財産請求権、文化財、竹島/独島問題において、今日、日韓間で何が未解決であり、どのような課題を抱えているのかを考えてみる。

① 財産請求権問題

先述のように、韓国の政治的民主化と東西冷戦崩壊後の1990年代初めに、日本軍「慰安婦」、強制動員被害者など植民地支配・戦争による被害者とその遺族らは、本格的に補償を求める声をあげ始めた。被害者・遺族らは日本で訴訟を起こして補償を訴えたのである。これに対して日本政府は、日韓間の「財産」および「請求権」問題は1965年の日韓財産請求権協定で「完全かつ最終的に解決」されたとして、被害者や遺族の補償要求に取り合わなかった。

その一方で日本政府は、1993年の「河野内閣官房長官談話」や1995年の「村山談話」により、「植民地支配と侵略」に対する「反省」と「お詫び」を表明し、在韓被爆者問題・サハリン在住韓国人問題・在日韓国人軍人軍属問題・旧日本軍「慰安婦」問題に対しては特別措置を講じてきた⁽²⁵⁾。この点について日本政府は、特別措置は「人道的精神」「人道的見地」から行うものであり、国家補償を前提とするものではないと説明してきた。しかしこれは、実質的には植民地支配・戦争に由来する未解決の問題が存在していると認識し、日韓財産請求権協定では植民地支配が清算されなかったことを具体的に認めたものだとすることができる。

一方、韓国政府は、被害者や遺族らの補償要求に対して、日本政府と同様に「日韓財産請求権協定で解決済み」だという立場に立っていた。しかし、以下のような経緯から、2005年にその立場を大きく変更することになった。

植民地支配下に広島三菱重工に強制動員された被害者とその遺族らは、日本の訴訟での敗訴の大きな原因が「日韓財産請求権協定で解決済み」論にあったことから、原告らがソウル行政法院に韓国外交通商部長官を相手に日韓財産請求権協定関連外交文書の情報公開拒否処分取消訴訟を起こし、2004年に勝訴した。それを受けて当時の盧武鉉^{ノムヒョク}政権は2005年1月に日韓財産請求権協定関連外交文書を公開した。

さらに韓国政府は同年3月に「韓日会談文書公開後統対策関連民官共同委員会」（以下、民官共同委員会）を組織し、8月にはその公式見解を発表した。「請求権協定は日本の植民地支配の賠償を請求するためのものではなく、サンフランシスコ講和条約第4条に基づいて韓日両国の財政的・民事的債権・債務関係を解決するためのもの」であり、「日本軍慰安婦問題など

日本政府と軍隊など日本の国家権力が関与した反人道的不法行為に対しては請求権協定で解決したとみなすことができず、日本政府の法的責任は残っており、サハリンの同胞問題と原爆被害者問題も請求権協定の対象に含まれなかった」という内容だった。この民官共同委員会の見解は、それまで日韓財産請求権協定で解決済みとしていた韓国政府の立場を変更し、植民地支配・戦争被害に正面から向き合おうとするものだった。

こうした植民地支配・戦争被害の補償問題をめぐる日韓間の立場の違いを、緩和、ないしは解消していくためには、日本政府においてはまず、真実究明が必要である。これまで日本政府と韓国政府、民間で、日本軍「慰安婦」、サハリン朝鮮人、原爆被害者、強制動員被害者について部分的な調査が行われてきたが、十分なものとは言えない。植民地支配・戦争を「反省」する日本政府は、みずから率先して、日本軍「慰安婦」、サハリン朝鮮人、原爆被害者、強制動員被害者の被害の実態だけでなく、植民地支配そのものの政策や実態などを総体的に究明していく必要がある。

そして当然ながら、日韓会談文書を全面公開して日韓会談での植民地支配・戦争被害の処理の経緯を明らかにすることは、この真実究明において不可決の作業である。日本弁護士連合会と大韓弁護士協会による共同宣言（甲156）においても、日韓両国及び両国民が、過去の歴史的事実の認識の共有に向けた努力を通じて、日韓両国及び両国民の相互理解と相互信頼を深めるため、日韓会談文書の全面公開が重要であることが強調されている。

②文化財問題

次に、文化財問題について述べる。先述したように第4次会談開始時と、1965年の文化財協定締結時に、一部の国有の文化財が韓国側に「引き渡」された。またその後、今日までに若干の国有、または民間の文化財が韓国に寄贈されている⁽²⁶⁾。しかし、今日も東京国立博物館、東京大学、京都大学、内閣文庫、宮内庁書陵部などに、植民地支配下に日本に持ち込まれた朝鮮半島由来の国有の文化財が多数所蔵されている。これら国有の文化財については、日本の植民地支配下にどのように日本にもたらされたのか、その真実を究明する作業がなされなければならない。その真実究明作業に基づいて、掠奪や盗掘など不正な方法により日本にもたらされたものだと判明した場合には、韓国側に返還する必要がある。実際に日本の外務省は、1952年と1953年に朝鮮からもたらされた文化財に対する詳細な調査を行っているが⁽²⁷⁾、その時の調査資料の多くが今日も不開示とされている。日本政府は、真実究明作業の一環として文化財に関わる日韓会談文書を全面公開する必要がある。

また、民間の博物館や美術館、個人が所有する、朝鮮半島由来の文化財が存在する。それらの私有文化財がもたらされた経緯はたいへん複雑だが、国有文化財と同様に、掠奪や盗掘など不正な方法により日本にもたらされたものだと判明した場合には、ただちに返還すべきだと考える。しかし大部分の文化財は、どのような経緯や理由から私設の機関や個人にもたらされたのかわからないことが多いと言われている。民間の文化財問題の解決については、今後、日韓

の専門家や NGO が知恵を出し合って考えていかなければならないだろう。

③竹島／独島問題

最後は、竹島／独島問題である。先述のように、日韓会談では竹島／独島問題は棚上げとされ、その後長い間棚上げの枠組みが維持された。しかし、2012年8月には韓国の李明博大統領が独島に上陸したのに対して、日本政府が抗議する事件が起きている。日韓両国において、交渉によって解決をはかることを明確にしなければならない段階にきているようだが、その前提として、竹島／独島問題の処理に関する日韓会談文書が全面公開され、それに基づいて日韓両国が共通の事実認識を持ち、何が解決に向けてのポイントであり、解決策であるかを国民全体で考え、知恵を出しあうことが不可欠である。

(2) 日朝関係

朝鮮半島のもう一つの国家である北朝鮮との間では、1991年によりやく日朝国交正常化交渉が始まり、2002年に日朝平壤宣言が交わされた。「過去の植民地支配」について規定した「日朝平壤宣言」第二項の内容は以下のとおりである。

2 日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫(わ)びの気持ちを表明した。／双方は、日本が朝鮮民主主義人民共和国に対して、国交正常化の後、〔中略〕無償資金協力、低利の長期借款供与及び国際機関を通じた人道主義的支援等の経済協力を実施し、〔中略〕経済協力の具体的な規模と内容を誠実に協議することとした。／双方は、〔中略〕1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、〔中略〕これを具体的に協議することにした。

最初の文章は、1995年の「村山談話」の内容を踏襲したものである。1998年の日韓共同宣言でも確認されたことが日朝平壤宣言でも確認されたのである。重要なことは、日本の植民地支配による「多大の損害と苦痛」に対して、不十分なものだとはいえ、日本政府が北朝鮮にも「反省」を表明し「お詫び」したことである。

次に、二番目と三番目の文章は、日韓財産請求権協定の枠組みを日朝間にも適用しようとしたものである。「無償資金協力、低利の長期借款供与」などの「経済協力を実施」することによって、「1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則」にそって交渉するという。

日朝平壤宣言には、日韓共同宣言と同様に、植民地支配・戦争への「反省」と「お詫び」が盛り込まれたが、日朝間では今日も過去清算に関するいかなる措置も実施されていない。また、日朝平壤宣言に「人道主義的支援等の経済協力」等により「1945年8月以前に生じた事由に基

づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄する」と規定されたが、これは1965年の日韓間の経済協力方式を踏襲するもので、被害者の補償問題を解決するものとは言えない。これについて北朝鮮側は、「経済協力」とは別途に被害補償を要求すると主張している⁽²⁸⁾。

過去清算は単なる過去の問題ではない。被害者の尊厳の回復のために必要であり、日本が東アジアの一員として他の地域の人々と共生していくためにも必要なことである。その意味で過去清算は未来のためのものなのである。

5. 日韓会談文書非開示の問題点—日韓会談文書は誰のものか

日本の外務省は1976年から、作成から30年が過ぎた外交文書は案件ごとに公開の可否を審査・決定するという内規に基づいて公開してきた⁽²⁹⁾。しかし日韓会談文書は、北朝鮮との国交正常化交渉への影響などを理由に公開の対象から除外し、公開しなかった。一方、韓国政府は、外交文書の公開を1994年から始め、日韓会談文書の部分開示を内定していたが、日本の外務省からの全面非公開の要請を受けて公開しなかったという⁽³⁰⁾。

こうした全面非開示状態に風穴を開けるきっかけをつくったのは、すでに紹介したように、韓国の植民地支配・戦争による被害者と遺族らだった。2005年当時の盧武鉉政権は、三菱重工の強制動員被害者らが起こした行政訴訟の判決を受けて⁽³¹⁾、外交通商部が保管していた日韓会談文書約3万6千頁をすべて公開したのである。

韓国での文書公開の影響を受けて、日本でも2005年12月に「日韓会談文書全面公開を求める会」（以下、求める会）が結成された。これまで「求める会」は、朝鮮植民地支配・戦争による被害の処理過程の真実と責任を明らかにし、被害者や遺族への謝罪と補償を実現させること、公文書の公開要求運動による民主主義社会づくりをめざすことを目的とし、日韓会談文書の開示請求、シンポジウムの開催、ニュースの発行、開示文書のホームページ上での公開などの活動を行ってきた⁽³²⁾。

「求める会」はまず、情報公開法にもとづいて日韓会談文書の全面公開を国側に求めたが、それが果されなかったため、これまで3次にわたって訴訟を起こした。第1次訴訟（2006～08年）では、国側が文書公開を怠ったという「不作為」の違法が認定された。その結果、外務省側は2008年5月までに1916文書、約6万枚の文書を公開せざるを得なくなった。

ところが国側は、情報公開法第5条3号「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」、および4号「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」がある場合、「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」は開示対象から除かれるという条文を根拠に、382か所（全体の約25%、全文非開示を含む）を非開示とする措置をとった。

こうした非開示措置を受けて「求める会」は、第2次（2008～11年）、第3次（2008～）訴

訟を起こして、国側に日韓会談文書の全面公開を求め続けた⁽³³⁾。第2次訴訟では原告側の訴えは棄却され、敗訴が確定した。ところが第3次訴訟では、非開示とされてきた382か所のうち268か所(約70%、全文開示を含む)の開示を国側に命じる、事実上の「勝訴」判決が出された。

この判決は、以下の四点において画期的なものだった。すなわち、国側が日韓会談文書を不開示とする場合には、先にあげた情報公開法第5条3、4号について、その妥当な理由を十分に説明する必要があるとし、国側の立証責任を厳しく問うた点、「外交文書は原則として30年以内に公開する」という原則を初めて明確に適用した点、国側の不開示理由を類型化し、それぞれについて具体的な判断基準を示した点、「当裁判所の付言」として、インカメラ審理(裁判所だけが文書等を直接見分する方法により行なわれる非公開の審理)が存在しないことを暗に批判し、外務大臣に「真摯かつ速やかに」再検討するよう促した点である⁽³⁴⁾。判決は全体として、国家の隠す権力よりも市民の知る権利をより重視したものと評価できる。

ただし、完全な勝訴判決だったわけではない。判決は情報公開法をより市民の知る権利に則して解釈したものであったとはいえ、国側が非開示としていた382か所のうち114か所については、国側の非開示決定が情報公開法に適法だと判断したのである。

しかし、こうした判決となったのは、もとより情報公開法に限界があったことによる。たとえば、情報公開法第5条3号と4号では、それぞれ国の安全等に関する情報と公共安全秩序維持に関する情報の公開について「行政機関の長」の判断を重視している点、インカメラ審理が制度化されていない点は、これまでも専門家によって指摘されてきた。それで近年、市民の知る権利がより十分に保障されるように情報公開法の改正案について民間と国会で議論されていた⁽³⁵⁾。

結局、国側は東京高裁に控訴したが、控訴当日、当時の玄葉光一郎外相は記者会見で次のように述べた。開示命令が出た268か所の約3分の2は全部開示し、控訴した一部についても部分開示には応じ、今回の判決で不開示が適法とされた114か所についても、そのうちの約20か所は全部または部分開示する方針である。ただし、開示されれば国益を損なうと判断される部分については、引き続き不開示処分とするのが妥当だと判断し、控訴することになった⁽³⁶⁾、と言うのである。

一方、国側は、2013年3月29日および4月1日に、先の玄葉外相の記者会見を受けて、不開示文書について「行政文書の開示請求に係る決定の変更」を通知してきた。この決定変更で国側は、勝訴が確定した全文開示の116文書(自主開示15文書を含む)、部分開示された139文書を含めて、およそ1000頁を新たに開示した。この文書公開が実現したのは、弁護団の努力と会員をはじめ多くの人々の支援の結果だったが、外務省側の柔軟な対応があったからでもある。

ただし、日韓会談文書公開については、依然として以下のような国側の公文書管理と文書開示への対応に問題がある。まず、日韓会談文書の全容が不明だという点である。つまり、これ

まで国側が開示してきた1916文書、約6万枚の文書が、日韓会談の過程で作成された公文書のすべてかどうか分からない。もう少し言えば、日韓会談の過程でどれほどの文書が作成され、その後どれだけ廃棄され、保存されたのか、市民は知るすべもないのである。

文書の廃棄については、NPO法人情報公開クリアリングハウスの調査によると、各省庁は情報公開法が施行された2001年以前に行政文書を大量に廃棄したとのことである。とくに外務省は、情報公開法が制定された1997年頃から2000年にかけて多くの文書を廃棄したようである⁽³⁷⁾。日韓会談文書もその中で廃棄されたのかもしれない。

第二に、開示、非開示の処理がずさんな点である。例えば、日韓会談において両国間で授受された文書は、すでに韓国側が2005年に公開しているが、日本側では非公開とされているものがあつた。また、外交資料館やこの間の文書公開ですでに開示されているほかの文書に記録されているものと同じ情報（または同じと評価される情報）が非開示とされている場合も多々あつた。文書量が多いため確認作業に手間取ることを考えに入れても、国側は怠慢のそしりを免れ得ないだろう。

第三に、開示、非開示の基準が不明確な点である。2012年の東京地裁判決を受けて2013年3月29日と4月1日にあらたに開示された文書を検討してみたが、なぜそれらが非開示とされてきたのか理解に苦しむ。かりに情報公開法第5条3号、4号に基づき、「おそれ」に関しては「行政機関の長」の判断を第一次的には尊重するとの考え方によつたとしても、今回開示された箇所はそもそも「おそれ」に該当するとはとても言えないものである。

たとえば非開示とされていた主な内容は次のようなものである。ひとつは、1950年代初めの第1次会談で日本側が在韓私有財産（日本人が朝鮮半島に残してきた民間財産）請求権を主張したことは、「龐大と予想された韓国側の賠償的要求を封ずるための防衛的なもので元来立論にも無理があるのを免れないので、米國務省の見解をまつまでもなく、いずれは撤回する要がある」という内容である⁽³⁸⁾。もうひとつは、韓国側の対日請求権のうち、戦時下に動員された軍人・軍属・労働者の「恩給、未払給与」等については、日本側は韓国側に支払う用意がある、という記述である⁽³⁹⁾。

これらは、これまでの日韓会談研究の中で、すでに公開された文書を突き合わせることで明らかになっていた事柄で、いわゆる「おそれ」に当たるとは言えない。「おそれ」に対する明確な開示・非開示の基準によつて「行政機関の長」が厳正に判断していたというよりは、隠す権力を濫用していたと言わざるを得ない。

公文書管理制度の近現代史をスケッチした瀬畑源によると、明治初期の1880年代に確立された行政機関の分担管理原則にしたがつて公文書管理制度も各行政機関ごとに独自に定められ、業務に必要な文書だけが永年保存されてそれ以外の文書は捨てられていった。アジア太平洋戦争敗戦後もその仕組みはそのまま残され、文書管理が軽視される中でやはり大量の文書が廃棄された⁽⁴⁰⁾。つまり日本の近現代史において、公文書は基本的に国家の専有物であつたという

ことである。日韓会談文書に関する上記のような問題も、そうした国家の公文書に対する考え方から生じたものだろう。

しかし今日では、2001年に情報公開法が、2011年に公文書管理法が施行され、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものである」とする考え方が定められている。行政機関は、日韓会談文書を市民が利用しやすいように分類、整理し、全面公開する責務を負っているのである。

ところで先にも述べたように、外務省側は情報公開法第5条3号、4号により、おもに将来北朝鮮との間に行なわれることが予想される日朝交渉において国益を損なう「おそれ」があるという理由から、依然として多くの日韓会談文書を非開示としている。しかし、日韓会談文書はその大半が作成から50年以上も経過した歴史文書である。朝鮮半島をとりまく国際情勢、および日本、韓国、北朝鮮の国内情勢は、1950、60年代のそれとは大きく異なっている。とりわけ日韓会談および日韓条約締結当時の日本政府は植民地支配・戦争を反省する立場に立っていなかったが、少なくとも1995年以降の日本政府は植民地支配・戦争を「反省」し「お詫び」する立場に立ってきた。むしろ外務省は、日韓会談文書を全面公開した上で、日韓会談の歴史を教訓として予想される困難な外交交渉に立ち向かい、交渉を成就させることをめざすべきではないだろうか。真の外交力はそこにおいて発揮されるべきだろう。したがって歴史文書としての日韓会談文書は、全面公開されなければならない。

6. 日韓会談文書全面公開の公益性及び必要性

(1) 真の意味での「国益」のために

これまで外務省側は、情報公開法第5条3号、4号により、おもに北朝鮮との間に行なわれることが予想される日朝交渉において、国益を損なう「おそれ」があるという理由から、多くの日韓会談文書を非開示としてきた。また、2013年4月26日付で外務省アジア大洋州局北東アジア課長・小野啓一氏が提出した陳述書(乙A第527号証)でも、今後の日韓関係や予想される日朝国交正常化交渉の中で「我が国が交渉上の不利益」を被るおそれがあるために日韓会談文書を非開示すると述べている。

ここで言われる「国益」とは、かつての日韓会談での財産請求権問題や文化財問題、独島問題などをめぐる議論を非開示にすることによって、将来の日韓間の外交交渉や日朝国交正常化交渉で日本側が交渉を有利に進めて当該問題を処理しようとすることを意味している。しかし、その内実は、植民地支配・戦争による被害や日韓会談での交渉の経緯や日本政府の方針等についての真実究明を十分に行おうとしないことに他ならない。

こうした「国益」概念は、植民地支配正当論に立っていた日韓会談での日本政府の立場と同

様のものであり、1995年の「村山談話」、1998年の「日韓共同宣言」、2002年の「日朝平壤宣言」で表明した植民地支配不当論の立場とは矛盾するものだと言わざるを得ない。

日本政府がこのような「国益」概念を維持していくことは、こうした矛盾を固定化し、日韓、日朝の非和解を将来においても継続させていくことになる。それが国民、または市民にとっての真の意味での国益、または公益であるとは、とうてい言えない。

植民地支配不当論の立場からの「国益」概念は、植民地支配のメカニズム、植民地支配とその下で行われた戦争の実態、その被害を含めて、植民地支配に対してだけでなく、戦後における植民地支配・戦争による被害の処理の過程に対する真実究明に基づいて、その被害を清算していくことに求めなければならない。当然ながら日韓会談文書も全面公開して、日韓会談における植民地支配・戦争による被害の処理の実相を検証し、植民地支配・戦争による被害を清算していくことこそが、国民、あるいは市民にとっての真の意味での国益、または公益なのである。

元外務省国際情報局長・孫崎享氏は、外交・安全保障分野の公文書公開と国益の関係について次のように述べている。

これまで、わが国の外交・安全保障分野では、情報が漏れて国益が損なわれた例より、国民や政治家が正しい情報を与えられなかったために判断を間違い、国益が損なわれた例のほうが圧倒的に多かった。尖閣諸島問題も、北方領土問題も、竹島問題も、過去の相手国との詳しい交渉・合意内容が、今日の方針を決める上で重要な役割を果たすのに、十分に知らされていない。歴史の出発点がわからないと、後世の政策までゆがんでしまう。〔中略〕一定の時間がたった秘密は公開すべきです⁽⁴¹⁾。

このようにかつて外務省国際情報局長であった孫崎氏も、「過去の相手国との詳しい交渉・合意内容が、今日の方針を決める上で重要な役割を果たすのに、十分に知らされていない」ことは、国益を損なうものであり、「一定の時間がたった秘密は公開すべき」だと断言しているのである。

日韓会談文書はその作成からゆうに30年以上は経過している公文書である。外務省アジア大洋州局北東アジア課長・小野啓一氏は「たとえその文書の作成後数十年が経過したとしても、これを公にすることによって、我が国が他国との交渉上不利益を被ったり、他国との信頼関係が大きく損なわれたりする」ので非開示としなければならない（乙A第527号証）、と主張しているが、そのような論理は許されるはずがない。真の意味での国益のために、すべての日韓会談文書は公開されなければならない。

（２）韓国との和解のために

次に、日韓会談文書の全面公開は、今後、日韓の間で過去を克服し、友好的な日韓関係を構

築していくために、必要不可欠である。

日本政府は、植民地支配正当論の立場に立っていた日韓条約では植民地支配・戦争被害の清算がなされなかったことを踏まえ、「日韓共同宣言」で示された植民地支配・戦争を反省する立場から、まず、植民地支配・戦争による被害の真実究明を実践していく必要がある。

たとえば韓国の国家機関「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会」(2013年12月まで)⁽⁴²⁾や日本のNGO「強制動員真相究明ネットワーク」⁽⁴³⁾の調査作業への協力が考えられる。また、協力にとどまるのではなく、非公開とされている植民地支配関連資料や日韓会談関連資料などの歴史資料を日本政府みずから積極的に公開し、植民地支配および植民地支配処理過程の真実究明に主体的に取り組む必要がある。

特に今日においては、被害者および遺族が日韓会談での植民地支配・戦争被害の処理過程の真実究明を要求していることを重視する必要がある。この間の日韓会談文書の全面公開を求める裁判にも、韓国側の被害者および遺族が参加している。日韓会談文書の全面公開が実現すれば、少なくとも日韓の市民は、日韓会談における双方の歴史資料を共有し、それらを調査・研究することにより共通の歴史認識を持つことが可能となる。また同時に日韓会談文書の全面開示は、戦前の植民地支配に関する資料や他の分野での資料の公開を促し、日韓の市民社会における歴史認識の共有を促進する契機となるだろう。そうなれば1998年「日韓共同宣言」でうたわれた植民地支配・戦争の「反省」を具体的に履行することになり、被害者および遺族だけでなく韓国の人々と日本との間に「深い理解と信頼にもとづいた関係」が培われ、より強固な友好関係を築くことができるだろう。

(3) 北朝鮮との友好的な国交樹立に向けて

日本と北朝鮮は、朝鮮植民地支配の終わりから半世紀以上、日朝国交正常化交渉の開始から21年が経過しているにもかかわらず、国交を正常化できない状態が続いている。

ただし先に述べたように、2002年の「日朝平壤宣言」では、「村山談話」と「日韓共同宣言」の内容を踏襲して「日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫(わ)びの気持ち」が表明された。これは「日韓共同宣言」と同様に、朝鮮植民地支配不当論の立場に立つことを表明したもので、多くの人々に国交正常化への期待をもたせた。

しかし、その後の日本と北朝鮮は国交正常化に進めなかった。「日朝平壤宣言」直後にクローズアップされた拉致問題やミサイル・核開発問題などにより日朝の対立は激化し、人やモノの行き来は大きく制限された。植民地支配をめぐっても「日朝平壤宣言」で表明された「反省」と「お詫び」は実行に移されることなく、依然として「非和解」の状態が続いている。

日本の外務省は、日朝国交正常化交渉への悪影響などを理由に、日韓会談文書の多くの文書を依然として非公開としているが、今日のように日朝国交正常化交渉が暗礁に乗り上げた状態

にあつて、日韓会談文書の公開が日朝交渉の再開や交渉そのものに悪影響を及ぼすとは考えられない。日朝双方は「日朝平壤宣言」で国交正常化の方向性と枠組みには合意しており、日本政府はそこで植民地支配・戦争を反省するという新しい立場に立っていることを表明しているのだから、48年以上も前に作成され、植民地支配正当論に立っていた日韓会談および日韓条約に関連する文書は、当然ながら全面公開されなければならない。

日韓会談文書の全面公開は、外務省が杞憂するように「我国が交渉上の不利益」をもたらすのではなく、むしろ今後の日朝関係および日朝交渉によりよい影響を及ぼすだろう。日韓関係と同様に、日韓会談文書を全面公開すれば、日本側は植民地支配正当論の立場から進めた日韓会談と日韓条約締結の歴史を省察し、「日朝平壤宣言」でうたわれた植民地支配の「反省」を具体的に履行する方向に進める。北朝鮮側がそれを肯定的に受け入れることは明らかだし、そうなれば、よりよい日朝条約の締結、そしてより友好的な日朝関係の樹立が可能となる。

（４）東北アジアの平和構築のために

一般的に東西冷戦体制は1990年代初めに崩壊したと言われているが、東北アジアの冷戦は終わったとは必ずしも言えない。朝鮮半島では、今日においても南北対立と分断が解消されないまま、停戦という戦争状態が続いているからである。また、近年の研究によると、南北朝鮮の分断と対立の固定化をまねいた朝鮮戦争は冷戦の中で起こった単なる地域戦ではなく、韓国と北朝鮮の内戦に、米国、中国、ソ連が参戦し、日本と台湾が関与した「東北アジアの戦争⁽⁴⁴⁾」だったということである。こうした理解に立つならば、米国と日本が韓国と連繫し、中国とロシアが北朝鮮と連繫して対立するという朝鮮戦争での基本的構図は今日においても存続していると言える。

2003年には、朝鮮半島の緊張を緩和するために、韓国、北朝鮮、米国、中国、ロシア、日本による6カ国協議が発足した。6カ国は朝鮮戦争の当事国とそれに関与した国家によって構成されているが、これは偶然の一致ではない。歴史的に考えるならば、この6カ国協議は、朝鮮戦争の停戦状態を終結させ、朝鮮戦争以来の東北アジアにおける対立関係を平和体制に転換することを目的とするものである。2013年9月現在、6カ国協議は中断した状態にあるが、これまで「朝鮮半島の非核化」「経済・エネルギー支援」「日朝関係正常化」「米朝関係正常化」「北東アジアの安保協力」などの問題について討議されてきた。

6カ国協議のアジェンダのひとつに「日朝関係正常化」が挙げられているが、それは朝鮮半島をめぐる対立の最下層に日本の植民地支配の清算問題があることを示している。前述のように、日韓会談文書の全面公開が植民地支配清算の契機となるならば、日朝国交正常化交渉が再開され、朝鮮半島を結節点とする国際的緊張関係は徐々に緩和されていくことになる。くわえて日朝国交正常化の実現と朝鮮半島をめぐる国際的緊張関係の緩和は朝鮮半島の統一によりよい影響を及ぼすと思われる。

また、日韓会談文書の全面開示による日本と朝鮮半島での歴史資料の共有は、他の地域でも同様の動きを促進するきっかけとなり得る。東北アジアで歴史資料の公開と共有が進めば、この地域での記憶の共有も可能となり、歴史認識における「和解」が進むだろう。そのことは、東北アジアが平和共同体の構築へ向けて大きく前進することでもある。

以上、真の意味での日本の「国益」のためにも、韓国との和解のためにも、北朝鮮との友好的な国交樹立のためにも、東北アジアの平和構築のためにも、日韓会談文書の全面公開は必要不可欠である。

〔注〕

- (1) 本陳述書では、1965年6月22日に締結された「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」と、四つの協定（「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」「日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定」「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」）、およびその他の付属文書を日韓条約と総称し、それぞれ、基本条約、財産請求権協定、在日韓国人法的地位協定、漁業協定、文化財協定と略称する。
- (2) 各会談の期間は以下のとおりである。予備会談（1951年10月20日～同年11月28日）、第1次会談（1952年2月15日～同年4月24日）、第2次会談（1953年4月15日～同年7月23日）、第3次会談（1953年10月6日～同年10月21日）、第4次会談（1958年4月15日～1960年4月19日）、第5次会談（1960年10月25日～1961年5月15日）、第6次会談（1961年10月20日～1964年4月3日）、第7次会談（1964年12月3日～1965年6月22日）。
- (3) 拙稿「二つの講和条約と初期日韓交渉における植民地主義」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化II 脱植民地化編』法政大学出版社、2011年。
- (4) 「韓国併合条約」以前の諸協定は、それぞれの所定の条約の成就又は併合条約の発効とともに失効したと解釈した（外務省『日韓諸条約について』1965年11月、3～4頁）。
- (5) 대한민국정부『대한민국과 일본국 간의 조약 및 협정 해설』1965년, 11쪽 (大韓民国政府『大韓民国と日本国間の条約および協定解説』1965年、11頁)。
- (6) 文書番号173「再開日韓交渉議事要録 請求権部会第一回」(アジア局第二課、1953年10月9日)、日本外務省公開日韓会談文書。
- (7) 実際に外務省は同年夏頃に、「財産請求権は一種の棚上げにする方が適当である。その一方で日韓会談妥結のために韓国に何らかの経済協力をする必要がある。我が国にとっても、過去の償いということではなしに韓国の将来の経済に寄与するという趣旨ならば、かかる経済援助を行う意義ありと認められる」とする方針を固めていた（外務省内部の極秘文書「対韓経済技術協力に関する予算措置について」1960年7月22日、「NHK スペシャル—調査報告、アジアからの訴え—問われる日本の戦後処理」〈1992年8月14日放送〉。新延明「条約締結に至る過程」『季刊青丘』16、1993年）。しかもその経済協力は、金ではなくて日本の品物、機械、役務などによって行うというものだった。「それによって相手国に工場ができるとか日本の機械が行くことになれば、修繕のために日本から部品が輸出される。工場を拡張するときには、同じ種類の機械がさらに日本から輸出される。従って経済協力という形は決して日本の損にはならない」と考えられたからである（この方式の発案者である中川融一・元条約局長の証言〈新延明「条約締結に至る過程」〉）。
- (8) 板垣修アジア局長の答弁、『第二十八回国会継続参議院外務委員会議録』第1号、7～8頁（高

- 崎宗司『検証 日韓会談』岩波書店、1995年、82～83頁）。
- (9) 高崎宗司、前掲書、179～180頁。
 - (10) おもな研究として、玄大松『領土ナショナリズムの誕生—「独島／竹島問題」の政治学』（ミネルヴァ書房、2006年）、内藤正中・朴炳渉『竹島＝独島論争』（新幹社、2007年）、池内敏『竹島問題とは何か』（名古屋大学出版会、2012年）、和田春樹『領土問題をどう解決するか—対立から対話へ』（平凡社、2012年）などがある。
 - (11) John Foster Dulles, *War or Peace*, New York: the Macmillan Company, 1950, p. 77, 87.
 - (12) 拙稿「二つの講和条約と初期日韓交渉における植民地主義」（李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化II 脱植民地化編』法政大学出版局、2011年）を参照。
 - (13) 文書番号1300「日韓請求権問題に関する分割処理の限界」（1952年）、日本外務省公開日韓会談文書。
 - (14) 文書番号1757「日韓間の請求権問題に関する宮川代表発言要旨」（1962年3月12日）、日本外務省公開日韓会談文書。
 - (15) 竹内康人「二 未払い金の実体」竹内康人編『戦時朝鮮人労働調査資料集 2 一名簿・未払い金・動員数・遺骨・過去清算—』神戸学生世インター出版部、2012年。
 - (16) 竹内康人、前掲書、50頁。
 - (17) 文書番号1881「日韓交渉関係法律問題調査集」（外務省条約局法規課、1962年7月）、日本外務省公開日韓会談文書。
 - (18) 『朝日新聞』1992年1月17日。
 - (19) 『朝日新聞』1993年8月5日。「慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話」は、外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/kono.html>、2013年4月28日接続）を参照。
 - (20) 例えば、8月10日の就任後初めての記者会見で、日中戦争に始まる先の戦争について、「侵略戦争」で「間違った戦争」だったと明言し（『朝日新聞』1993年8月11日）、歴代の首相としては初めて「侵略戦争」という言葉を使った。23日に衆議院本会議で行なわれた所信表明演説では、「過去のわが国の侵略行為や植民地支配などが多くの人々に耐え難い苦しみと悲しみをもたらしたことに、改めて深い反省とおわびの気持を申し述べる」と述べた（『朝日新聞』1993年8月23日夕刊）。さらに細川首相は、11月6日に韓国慶州市で行なわれた金泳三韓国大統領との会談では、「わが国の植民地支配によって、朝鮮半島の人々が、例えば学校における母国語教育の機会を奪われたり、自分の姓名を日本式に改名させられたり、従軍慰安婦、徴用などさまざまな形で耐え難い苦しみと悲しみを経験されたことについて、加害者として心から反省し、深く陳謝したい」と述べ、「植民地支配」の言葉や「創氏改名」「徴用」などの例を挙げて謝罪した（『朝日新聞』1993年11月7日）。
 - (21) 「村山内閣総理大臣談話 戦後50周年の終戦記念日にあたって」（いわゆる村山談話、1995年8月15日）。外務省ホームページ（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/07/dmu_0815.html、2013年4月28日接続）を参照。
 - (22) 「日韓共同宣言—21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ—」（1998年10月8日、東京）。外務省ホームページ（http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/yojin/arc_98/k_sengen.html、2013年4月28日接続）を参照。
 - (23) 2013年4月22日の参議院予算員会での安倍首相の発言（『朝日新聞』2013年4月23日朝刊）。また、翌23日の参議院予算員会では、同じく「村山談話」に関連して「侵略という定義は学界的にも国際的にも定まっていない」と公言した（『朝日新聞』2013年4月23日夕刊）。
 - (24) 「村山談話『受け継ぐ』、安倍首相」『朝日新聞』2013年5月15日、夕刊。記事では、安倍首相は「植民地支配と侵略」への反省とお詫びを表明した村山談話について、「全体としては受け継いでいく」という考えを明らかにしたと書いている。ただし、この問題に関連する一連の国会での議論や新聞報道を分析した歴史家・和田春樹によれば、「明らかに安倍首相は、河野談話と村

- 山談話を継承すると言いながら、修正しようとしていると言わざるを得ない」としている（『世界』2013年9月）。
- (25) 例えば、在韓被爆者問題において日本政府は、1990年に在韓被爆者医療支援金40億円の拠出を表明し、91年と93年に大韓赤十字社を通して支援が行われた（市場淳子『ヒロシマを持ちかえた人々（新装増補版）』凱風社、2005年、364～369頁）。在日韓国人軍人軍属問題では、2000年6月に「平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律」が公布され、重度戦傷病者には見舞金・生活支援金など400万円、遺族には260万円が支給された。日本軍「慰安婦」問題では、村山政権が1995年に設立した「アジア女性基金」をめぐる日韓政府、市民の間で論争となったが、「アジア女性基金」を通して元日本軍「慰安婦」に「償い金200万円」「医療福祉支援事業」「元慰安婦の方々への内閣総理大臣のおわびの手紙」等が渡された（デジタル記念館慰安婦問題とアジア女性基金、<http://www.awf.or.jp/3/korea.html>、2013年4月28日接続）。
- (26) 例えば、1996年に山口女子大学が所蔵していた寺内文庫の書画類134点が韓国の慶南大学校に寄贈されたこと、2006年に靖国神社の境内に保管されていた北関大捷碑が韓国を経て北朝鮮の咸鏡北道吉州に運ばれたこと、2006年に東京大学が所蔵していた『朝鮮王朝実録』をソウル大学校に「寄贈」したこと、2010年に宮内庁に所蔵されていた『朝鮮王室儀軌』が韓国に返還されたこと、などが挙げられる（荒井信一『コロナリズムと文化財—近代日本と朝鮮から考える』岩波書店、2012年）。
- (27) 例えば、日本外務省公開日韓会談文書には1953年に実施された調査の要目が記されている（文書番号584「韓国関係文化財調査依頼の件」〈1953/5/22〉、日本外務省公開日韓会談文書）。
- (28) 写真家・映画監督の伊藤孝司氏による朝日国交正常化担当大使の宋日昊氏^{ソンイルホ}に行なったインタビュー（2003年11月）。
- (29) 「外交文書公開 法制化検討を」『朝日新聞』2002年12月24日。
- (30) 「国交正常化への外交文書—外務省、韓国に非公開要請」『朝日新聞』1997年2月20日。
- (31) 2000年5月、三菱重工に強制動員され被爆した韓国人6名は、釜山地方法院に同会社を相手取り損害賠償訴訟を起し、その過程で韓国外交通商部に日韓財産請求権協定に関わる文書の公開を求め、ソウル行政法院に情報公開訴訟を提起した。韓国政府は、この行政訴訟の一審判決で敗訴したため、これを受けて2005年に日韓会談文書を全面公開することになった（『한겨레신문』2005년 1월 18일 〈『ハンギョレ新聞』2005年1月18日〉）。
- (32) 日韓会談文書全面公開を求める会ホームページ（<http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/index.html>、2013年4月28日接続）を参照。
- (33) 非開示の文書が大量であったため、2次にわけて提訴した。
- (34) 判決の意義については、斎藤義浩弁護士の報告「10・11判決の概要と歴史的意義」（日韓会談文書全面公開を求める会公開シンポジウム「判決を読み解く—日韓会談文書開示請求第3次訴訟」2012年12月22日）を参考にした。
- (35) 民主党政権下の国会で情報公開法の改正案が審議されていたが、2012年末の衆議院解散によって廃案とされた。
- (36) 外務大臣会見記録「冒頭発言—日韓国交正常化交渉関連文書の情報公開訴訟について」2012年10月24日、外務省ホームページ、外務大臣記者会見記録（要旨）（平成24年10月）（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/gaisho/g_1210.html#8-A、2013年4月28日接続）。
- (37) 三木由希子（NPO法人情報公開クリアリングハウス理事）「市民が使う情報公開法—開かれた政府をめざして」の参考資料「情報公開法施行前後の行政文書の廃棄量」より（日韓会談文書全面公開を求める会公開シンポジウム「日韓会談文書公開訴訟と運動から得たもの、生れたもの」2010年12月23日）。
- (38) 文書番号1287「日韓会談議題の問題点／31年5月／沢田大使説明資料」、日本外務省公開日韓会談文書（2013年4月開示変更）。他に、文書番号1247、1600、1629、1643などの開示変更箇所も

同様の内容である。

- (39) 文書番号1675「日韓会談再開交渉に関する資料送付の件」、日本外務省公開日韓会談文書（2013年4月開示変更）。他に、文書番号506、968、1064、1066、1306、1706、1877なども同様の内容である。
- (40) 瀬畑源『公文書をつかうー公文書管理制度と歴史研究』青弓社、2011年、121頁。
- (41) 孫崎亨氏へのインタビュー記事「秘密保護法案／私はこう見るー集団的自衛権とも連動」『朝日新聞』2013年10月8日。
- (42) 同委員会は、2010年3月に制定・施行された「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法」に基づき設置された。日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会（2004年設置）と太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者支援委員会（2008年設置）は同法施行とともに廃止された。
- (43) 同ネットワークは、2005年7月に設立され、韓国の「日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会」の活動を支援し、強制動員の真相を究明することを目的として、今日も活動を続けている（<http://www.ksyc.jp/sinsou-net/index.htm>、2013年4月28日接続）。
- (44) 和田春樹『朝鮮戦争全史』岩波書店、2002年、3頁。

（おおた おさむ 非常勤講師）

2014年11月17日受理